

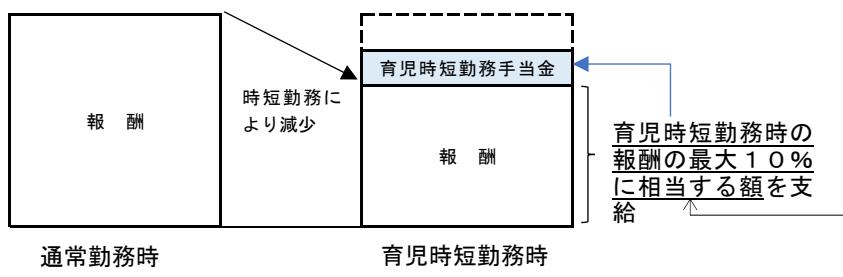
令和7年4月1日から

## 育児時短勤務手当金の概要

(令和7年4月1日創設)

2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務(部分休業を含む。)をした方に、「育児時短勤務手当金」が支給されます。

### 支給イメージ



### 支給要件

組合員が2歳に満たない子を養育するため、育児時短勤務をしたとき

### 支給額

支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%※に相当する額

※支給対象月における報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額の90%以上100%未満の場合は、10%から一定の割合を減じた額に調整されます。また、支給対象月に支払われた報酬の額は支給対象外の日も含めて月単位で計算されます。

### 支給対象月

育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月まで

その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、その月の初日から末日まで引き続き育児休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしていない月に限ります。(月の途中に育児休業または介護休業から職場復帰をして育児時短勤務を開始した場合は支給対象月となります。)

### 施行日前から育児時短勤務をしていた場合

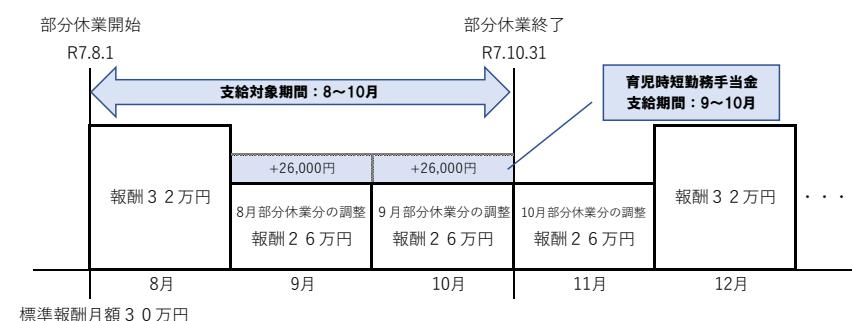
令和7年4月1日より前から2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をしていた場合は、令和7年4月1日から育児時短勤務を開始したものとみなして要件等を確認します。

### 注意事項

- 育児休業手当金等については、同一の事由により雇用保険から給付金等を受けることができる場合は支給されません。
- 育児休業手当金等は、請求期間経過後（請求期間の翌月以降）に支給されます。
- 請求書及び添付書類は、所属所共済事務担当課（係）を経由して本組合までご提出ください。

### ＜支給例＞

育児休業から復職した後、令和7年8月1日から部分休業を開始（8月の部分休業による報酬の調整を9月に実施。以降同じ。）して10月末日で終了した場合



- 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額30万円が483,300円（上限額）以下
- 支給対象月の報酬26万円が育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額30万円の90%未満上記のことから、計算給付額は  
 $26\text{万円} \times 10\% = 26,000\text{円}$

支給対象月の報酬26万円と計算給付額26,000円を足した合計額286,000円が471,393円（支給限度額）以下

以上のことから、育児時短勤務手当金として**26,000円**が支給されます。

※部分休業については翌月の報酬で減額されるため、支給対象月と実際に報酬が減額される月にズレが生じますが、あくまでも支給対象月に支払われる報酬で計算されます。